

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策の御案内

令和4年1月25日現在

No.	区分	対象	内容	備考
1	経営相談	経営相談をしたい漁業者	<p>○「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を開設しています。</p> <p>・開設期間 令和2年4月21日から当分の間</p> <p>・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）</p> <p>○県が派遣する専門家による経営相談（無料）が利用できます。</p>	<p>【新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口】</p> <p>○仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 022-365-0192</p> <p>○東部地方振興事務所水産漁港部水産振興班 0225-95-7914</p> <p>○気仙沼地方振興事務所水産漁港部水産振興班 0226-22-6852</p> <p>○宮城県水産振興課企画推進班 022-211-2935</p>
2	減収補填	魚価の下落等により収入が減少した漁業者	<p>○過去の基準収入から一定以上の減少が生じた場合に補填が受けられる「積立ぶらす」について、</p> <p>・自己積立金の仮払いが受けられます。</p> <p>・自己積立金の積み立てが猶予されます。</p>	<p>漁業収入安定対策事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○水産庁漁政部漁業保険管理官 03-6744-2356</p> <p>○全国漁業共済組合連合会事業部審査課 03-3294-9654</p> <p>○宮城県漁業共済組合 022-367-7705</p>
3	支援金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等（漁業者を含む）を対象に事業復活支援金が支給されます。</p> <p>支給額：法人最大250万円、個人事業者最大50万円</p>	<p>事業復活支援金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○事業復活支援金事務局 0120-789-140 03-6834-7593（IP電話等）</p>
4	資金繰り	運転資金等を必要とする漁業者	<p>○漁業近代化資金及び日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金による運転資金等の借入について、実質無担保・無保証人化、当初5年間の実質無利子化、当初5年間の保証料免除が措置されます。</p> <p>・<u>漁業近代化資金</u></p> <p>資金使途：運転資金（5号資金、一部設備資金が対象となる場合があります。）</p> <p>貸付期間：5年以内 （うち据置期間2年以内（ほたてがい等については3年以内））</p> <p>貸付限度額：法人36,000万円、個人9,000万円</p> <p>・<u>農林漁業セーフティネット資金</u></p> <p>資金使途：運転資金</p> <p>貸付期間：10年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>貸付限度額：1,200万円（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合は年間経営経費等の12/12以内）</p>	<p>水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業及び漁業者保証円滑化対策事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○水産庁水産経営課 03-3502-8418</p> <p>○宮城県漁業協同組合信用共済部融資審査課 0225-21-5715</p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（農林水産事業） 022-221-2331</p>
5			<p>○宮城県漁業協同組合のJFマリンバンクコロナ対策長期資金による運転資金等の借入について、利子補給が行われます。</p> <p>・対象者：県内漁協の組合員</p> <p>・資金使途：漁業経営の維持や再建に必要な資金</p> <p>・貸付期間：10年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>・金利：県等の利子補給により0.3%（令和7年度まで）</p>	<p>JFマリンバンクコロナ対策長期資金利子補給事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○宮城県水産振興課企画推進班 022-211-2935</p> <p>○宮城県漁業協同組合信用共済部融資審査課 0225-21-5715</p>
6	外国人技能実習生等が入国できなくなったことで、人手不足に陥っている漁業者	<p>○入国できなくなった外国人技能実習生等に代えて、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するに当たり必要となった掛かり増し賃金、傷害保険料、宿泊費、借上料が定額（上限あり）助成されます。</p> <p>○日本人従業員が感染し、代わりに地元の作業経験者等を雇用する場合にも、賃金等が定額助成されます。</p> <p>○助成金は、従業員を雇用する事業者に対し、国から直接支払われます。</p> <p>○県では、国事業でフォローできない求人情報発信・マッチングを支援します。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業（人材確保支援）・みやぎ水産業労働力確保緊急支援事業</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○水産庁企画課 03-6744-2340</p> <p>○みやぎ水産サポートセンター 022-772-3308</p> <p>○宮城県水産振興課企画推進班 022-211-2935</p>	
7		<p>○漁船乗組員を確保するために、停泊期間中も現在雇用している外国人船員の雇用を継続する場合に、掛かり増し経費や外国人船員を配乗する際の経費等の1/2が助成されます。</p> <p>○助成金は関係業界団体を通じて支払われます。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業（遠洋漁業の船員対策事業）</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○水産庁国際課 03-6744-2364</p>	

新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策の御案内

令和4年1月25日現在

No.	区分	対象	内容	備考
8	雇用	雇用助成金を活用して従業員の雇用を維持したい	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。（助成率：中小企業の場合最大10/10）</p> <p>・適用期間：令和2年4月1日から令和3年9月30日までの休業等に適用</p> <p>・助成内容：休業を実施した場合の休業手当、又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成</p>	<p>雇用調整助成金</p> <p>【問合せ先】：最寄りの都道府県労働局又はハローワーク (仙台市・名取市・岩沼市・亶理町・山元町)</p> <p>○宮城労働局職業対策課 022-299-8063 (石巻市・東松島市・女川町)</p> <p>○ハローワーク石巻 0225-95-0158 (塩釜市・多賀城市・大郷町・松島町・七ヶ浜町・利府町)</p> <p>○ハローワーク塩釜 022-362-3361 (気仙沼市・南三陸町)</p> <p>○ハローワーク気仙沼 0226-24-1716</p>
9		臨時休業等をした小学校等に通う子どものお世話をを行う労働者（子どもの保護者）に対し有給休暇を規定し取得させた事業主	<p>月31日までの間に臨時休業等をした小学校等に通う子どものお世話をを行う労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。</p> <p>・助成額：対象労働者の日額換算賃金金額（日額上限額あり）×有給休暇の日数で算出した合計額</p> <p>・申請期間：特別有給休暇を取得した日付に応じて異なりますので問合せ先に御確認ください。</p>	<p>小学校休業等対応助成金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999</p>
10		新型コロナウイルス感染症への対策として、介護のための有給休暇制度を整備した事業主	<p>○新型コロナウイルス感染症対策として、介護のための有給の休暇制度を整備した事業主に助成金が支給されます。</p> <p>・助成額： 休暇の取得日数が合計5日以上10日未満 20万円 合計10日以上 35万円</p> <p>・申請期間：支給要件を満たした翌日から起算して2ヵ月以内</p>	<p>両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」</p> <p>【問合せ先】：最寄りの都道府県労働局雇用環境均等部（室）</p> <p>○宮城県 022-299-8834・8844</p>

※ 本資料は、国の補正予算資料等を基に宮城県水産業振興課において作成したものです。各支援策の内容等について詳しく知りたい場合は、備考欄にある問合せ先に御確認ください。
その他、新型コロナウイルスの影響を受ける漁業者向け支援策について御不明の点がありましたら、宮城県水産業振興課企画推進班（022-211-2935）までお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和4年1月25日現在

No.	区分	対象	内容	備考
1	経営相談	経営相談をしたい事業者	<p>○宮城県商工会連合会内に設置されている「宮城県よろず支援拠点」及び中小機構において、専門家による経営相談（無料）が行われています。</p> <p>○宮城県水産振興課において「水産加工業ワンストップ相談窓口」を開設しています。</p>	<p>【問合せ先】</p> <p>○宮城県よろず支援拠点 022-393-8044 yorozu@office.miyagi-fsci.or.jp</p> <p>○中小機構東北本部企業支援部企業支援課 022-716-1751</p> <p>○水産加工業ワンストップ相談窓口 宮城県水産振興課流通加工班 022-211-2931 suishinr@pref.miyagi.lg.jp</p>
2	支援金	感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、50%以上又は30%以上50%未満減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等（漁業者を含む）を対象に事業復活支援金が支給されます。</p> <p>支給額：法人最大250万円、個人事業者最大50万円</p>	<p>事業復活支援金</p> <p>【問合せ先】</p> <p>○事業復活支援金事務局 0120-789-140 03-6834-7593 (IP電話等)</p>
3	資金繰り	日本政策金融公庫、商工中金の融資を利用する中小企業・小規模事業者	<p>○①新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）及び②危機対応融資（商工中金）</p> <p>売上高が5%以上減少した中小企業・小規模事業者に対して融資枠の別枠が創設され、信用力や担保によらず金利は一律となり、当初3年間は金利が0.9%引き下げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：設備資金、運転資金 ・担保：無担保 ・貸付期間：設備20年以内、運転15年以内（うち据置期間5年以内） ・貸付限度額：①別枠で6億円、②6億円 ・金利：当初3年間は基準金利マイナス0.9% (利下げ限度額3億円以内) 4年目以降は基準金利 	<p>【問合せ先】</p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p> <p>○商工中金仙台支店 022-225-7411</p>
			<p>○小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）</p> <p>商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う「マル経融資」の金利が、当初3年間は0.9%引き下げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金使途：設備資金、運転資金 ・貸付限度額：別枠で1,000万円 ・金利：当初3年間は特別利率（令和3年9月1日現在1.21%） マイナス0.9% 	<p>【問合せ先】</p> <p>○日本政策金融公庫仙台支店（中小企業事業） 022-223-8141</p>
			<p>○上記の融資を受けた事業者のうち、個人事業主（小規模に限る）、売上高が15%以上減少した小規模事業者及び売上高が20%以上減少した中小企業者に対しては、利子補給による実質無利子化措置が講じられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給期間：当初3年間 ・利子補給対象上限：3億円 	<p>○中小企業庁中小企業金融相談窓口 0570-783-183</p>
4		民間金融機関の融資を利用する中小企業・小規模事業者	<p>○セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が民間金融機関から融資を受ける際、下記要件に合致する場合は保証料負担ゼロ化、実質無利子化等が措置されます。（融資上限額6,000万円、据置期間5年以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料ゼロ、実質無利子（当初3年間）となる要件 個人事業主（小規模に限る）：売上高▲5% 中小・小規模事業者：売上高▲15% ・保証料1/2となる要件 中小・小規模事業者：売上高▲5% <p>※セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証については下欄を参照ください。</p>	<p>【問合せ先】</p> <p>○宮城県経済商工観光部商工金融課商工金融班 022-211-2744</p>

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和4年1月25日現在

No.	区分	対象	内容	備考
5	資金繰り	信用保証協会の保証を利用する中小企業者	<p>①セーフティネット保証4号 最近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、通常枠とは別枠で2.8億円を保証するセーフティネット保証4号(100%保証)の対象地域が全国に拡大されました。</p> <p>②セーフティネット保証5号 最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、通常枠とは別枠で2.8億円を保証するセーフティネット保証5号(80%保証)の対象業種が拡大され、水産加工業者も利用可能になりました。</p> <p>③危機関連保証 全国・全業種を対象に、売上高が前年同月比15%以上減少している中小企業・小規模事業者に対して、危機関連保証として更なる別枠(2.8億円)が措置されました。</p> <p>これらの措置により、通常枠(2.8億円)とは別に、 ①又は②+③で最大5.6億円の保証枠が利用できることとなりました。</p>	<p>【問合せ先】 ○宮城県信用保証協会 022-225-5230</p> <p>※セーフティネット保証4号・5号を利用するために必要となる認定については、事業所が所在する市町村の商工担当課等にお問い合わせ下さい。</p>
6		既往債務の実質無利子融資への借換	<p>○日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関ごとに、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換が可能となり、実質無利子化の対象になります。</p> <p>【対象制度】 (1) 日本政策金融公庫等 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 (2) 商工組合中央金庫等 ・危機対応融資</p> <p>【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】 (1) 日本政策金融公庫等(中小事業) 3億円 (2) 商工中金 3億円 ※新規融資と同じ</p> <p>【借換限度額】 (1) 日本政策金融公庫等(中小事業) 6億円 (2) 商工中金 6億円 ※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額</p>	<p>【問合せ先】 ○日本政策金融公庫仙台支店(中小企業事業) 022-223-8141 ○商工中金仙台支店 022-225-7411 ○中小企業庁中小企業金融相談窓口 0570-783-183</p>
7	雇用	外国人技能実習生等が入国できなくなったことで、人手不足に陥っている水産加工業者	<p>○入国できなくなった外国人技能実習生等に代えて、地域の作業経験者等の国内人材を雇用するに当たり必要となった掛かり増し賃金、傷害保険料、宿泊費、借上料が定額(上限あり)助成されます。</p> <p>○日本人従業員が感染し、代わりに地元の作業経験者等を雇用する場合にも、賃金等が定額助成されます。</p> <p>○助成金は、従業員を雇用する事業者に対し、国から直接支払われます。</p> <p>○県では、国事業でフォローできない求人情報発信・マッチングを支援します。</p>	<p>水産業労働力確保緊急支援事業(人材確保支援)・みやぎ水産業労働力確保緊急支援事業</p> <p>【問合せ先】 ○水産庁加工流通課 03-6744-2349 ○みやぎ水産サポートセンター 022-772-3308 ○宮城県水産振興課企画推進班 022-211-2935</p>
8		労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図っている中小企業者等	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成されます。(助成率:中小企業の場合最大10/10)</p> <p>・適用期間:令和2年4月1日から令和3年9月30日までの休業等に適用 ・助成内容:休業を実施した場合の休業手当、又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成</p>	<p>雇用調整助成金</p> <p>【問合せ先】:最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(仙台市・名取市・岩沼市・亶理町・山元町) ○宮城労働局職業対策課 022-299-8063(石巻市・東松島市・女川町) ○ハローワーク石巻 0225-95-0158(塩釜市・多賀城市・大郷町・松島町・七ヶ浜町・利府町) ○ハローワーク塩釜 022-362-3361(気仙沼市・南三陸町) ○ハローワーク気仙沼 0226-24-1716</p>
9		事業主の指示を受け休業したが、休業手当等を受けないことができない中小企業主の労働者	<p>○令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された翌日未までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者のうち、休業中に対する賃金(休業手当)を受けないことができない方に対して、当該労働者の申請により、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)が、休業実績に応じて支給されます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p> <p>【問合せ先】 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276</p>
10	臨時休業等をした小学校等に通う子どものお世話をを行う労働者(子どもの保護者)に対し有給休暇を規定し取得させた事業主	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に臨時休業等をした小学校等に通う子どものお世話をを行う労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に助成金が支給されます。</p> <p>・助成額:対象労働者の日額換算賃金金額(日額上限額あり)×有給休暇の日数で算出した合計額 ・申請期間:特別有給休暇を取得した日付に応じて異なりますので問合せ先に御確認ください。</p>	<p>小学校休業等対応助成金</p> <p>【問合せ先】 ○小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999</p>	

新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策のご案内

令和4年1月25日現在

No.	区分	対象	内容	備考
11		新型コロナウイルス感染症への対策として、介護のための有給休暇制度を整備した事業主	<p>○新型コロナウイルス感染症対策として、介護のための有給の休暇制度を整備した事業主に助成金が支給されます。</p> <p>・助成額： 休暇の取得日数が合計5日以上10日未満 20万円 合計10日以上 35万円</p> <p>・申請期間：支給要件を満たした翌日から起算して2ヵ月以内</p>	<p>両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」 【問合せ先】：最寄りの都道府県労働局雇用環境均等部（室） ○宮城県 022-299-8834・8844</p>
12			<p>○新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援するため、「ものづくり補助金」が受けられます。</p> <p>・対象：中小企業・小規模事業者等</p> <p>・補助上限額：原則1,000万円</p> <p>・補助率：（通常枠）中小企業1/2、小規模事業者2/3 （新特別枠）2/3</p> <p>※新特別枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。</p>	<p>ものづくり補助金 【問合せ先】 ○ものづくり補助金事務局 050-8880-4053 monohojo@pasona.co.jp</p> <p>※「新特別枠」の問合せ先 ⇒中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター 03-6837-5929 seisanseikakumei@smrj.go.jp</p>
13	設備投資等	サプライチェーンの毀損等に対応するため設備投資や販路開拓に取り組もうとする中小企業・小規模事業者	<p>○店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載等、小規模事業者の販路開拓等の取組を支援するため、「持続化補助金」が受けられます。</p> <p>・対象：小規模事業者等</p> <p>・補助上限額：（通常枠）50万円 ※事業再開枠：50万円、追加対策枠：50万円を追加可能 （低感染リスク型ビジネス枠）100万円</p> <p>・補助率：（通常枠）2/3、（低感染リスク型ビジネス枠）3/4</p>	<p>持続化補助金 【問合せ先】 ○全国商工会連合会 03-6670-2540 ○日本商工会議所 03-6447-2389</p> <p>※「低感染リスク型ビジネス枠」の問合せ先 ⇒中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター 03-6837-5929 seisanseikakumei@smrj.go.jp</p>
14			<p>○バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール等の導入を支援するため、「IT補助金」が受けられます。</p> <p>・対象：中小企業・小規模事業者等</p> <p>・補助額：30～450万円 ※低感染リスク型ビジネス枠のうちテレワーク対応類型は30～150万円</p> <p>・補助率：（通常枠）2/3、（低感染リスク型ビジネス枠）3/4</p>	<p>IT導入補助金 【問合せ先】 ○サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 0570-666-424</p> <p>※「低感染リスク型ビジネス枠」の問合せ先 ⇒中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター 03-6837-5929 seisanseikakumei@smrj.go.jp</p>
15		経済社会の変化に対応するため、事業再構築に取り組む事業者	<p>○新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等を対象に、「事業再構築補助金」が受けられます。</p> <p>【中小企業】</p> <p>・補助額：（通常枠）100～6,000万円、（卒業枠）6,000万円超～1億円</p> <p>・補助率：2/3</p>	<p>中小企業等事業再構築促進事業 【問合せ先】 ○事業再構築補助金事務局コールセンター 0570-012-088 03-4216-4080（IP電話用）</p>

※ 本資料は、国の補正予算資料等を基に宮城県水産振興課において作成したものです。各支援策の内容等について詳しく知りたい場合は、備考欄にある問合せ先に御確認ください。その他、新型コロナウイルスの影響を受ける水産加工・流通業者向け支援策について御不明の点がありましたら、宮城県水産振興課企画推進班（022-211-2935）までお問い合わせください。